

教育厚生委員会会議録

日時 令和8年3月3日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時35分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 小沢 栄一
副委員長 福井 太一
委員 卯月 政人 渡辺 淳也 寺田 義彦 長澤 健
土橋 亨 浅川 力三 白壁 賢一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

感染症対策統括官 佐野 満
福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事(次長事務取扱) 若月 衛
福祉保健部次長 大森 栄治
福祉保健部参事(衛生薬務課長事務取扱) 内田 裕之
福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) 知見 圭子
福祉保健総務課総括課長補佐 石井 喜博 健康長寿推進課長 谷口 順一
国保援護課長 内藤 浩 障害福祉課長 平田 祐二
医務課長 清水 康邦 感染症対策監 宮澤 健一

教育長 荻野 智夫 教育次長 佐々木 邦彦 教育監 秋山 克也
教育監 高見澤 圭一 次長 望月 勝一 副参事 矢崎 孝
総務課長 岩出 修司 教育企画室長 石原 武人
福利給与課長 一瀬 清 学校施設課長 長坂 嘉久 義務教育課長 望月 俊孝
高校教育課長 大久保 雅司 特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修
社会教育課長 穴水 美奈子 保健体育課長 山本 晃司
全国高校総体推進室長 平子 順一

議題

(付託案件)

- 第48号 山梨県高等学校等教育改革促進基金条例制定の件
- 第50号 令和7年度山梨県一般会計補正予算(第11号)第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第56号 令和7年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第60号 権利放棄の件
- 第63号 指定管理者の指定の件
- 第64号 指定管理者の指定の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時52分まで福祉保健部関係の審査を行い、途中休憩を挟み、午前11時10分から午前11時35分まで、教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第63号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第64号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第11号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金について）

福井副委員長 福15ページ、マル臨、障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業費補助金についてお尋ねします。

この補助金は100%国費ということで、物価高騰が非常に深刻な中、ありがたいと思います。これについては、県内全ての事業所がしっかり活用できるような体制を整えていくことが必要だと思いますけれども、周知など、どのような申請支援を行っていくのか伺います。

平田障害福祉課長 この事業につきましては、ホームページで周知を行うほか、全ての事業所に対し、要綱を含めて、メールで周知させていただく予定でございます。

福井副委員長 全ての事業所にメールでしっかり周知がなされるということで、本当に必要などころに必要な補助が届くよう非常に期待しています。

（国庫補助（負担）事業費の確定に伴う国庫返還金について）

その上で、福の4ページですけれども、2の国庫補助事業費の確定に伴う国庫返還金について8億1,000万円という多額の返還金が生じていることについてお尋ねします。

先ほどの支援事業のように、国費をいかに有効に活用するかということは非常に大切なことでもありますけれども、これほど多額の不用額が出て返還される

ことは、本来受けられたはずの支援が行き届いていないのではないかとすごく心配です。返還金が生じた主な要因と、当初予算の積算の在り方に課題はなかったのかについて伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 返還金の8億1,087万1千円につきましては、福祉保健部内ほぼ全ての所属におきまして返還を行っているもので、96件の事業に関しまして対象になっております。その中で特に一番大きいのは、令和2年度以降、コロナ禍におきまして、生活福祉金貸付金という県から県の社会福祉協議会に補助金として原資をお渡ししまして、そこで貸付金の事業を県の社会福祉協議会で行っていたところ、その償還金が3億6,000万円ほどございまして、そちらを国庫に返還する必要があり、一番大きな額になっております。

先ほど申し上げました、その償還金以外の95件の事業につきましても、当初見込まれた金額より実績が少なかったということで、国庫の返還が必要となり、積み上げた結果が8億1,087万1千円になったものでございます。

福井副委員長 償還金の3億円については理解しましたけれども、そのほかにも5億円が執行されずに国庫に返納されることは非常にもったいないと感じております。使い切るための予算管理の改善策について、どのように考えているのか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 確かに委員御指摘のとおりでございます。できる限り積算を精緻に行いまして、執行残が生じないように今後も努めてまいります。

(認知症対策事業費について)

福井副委員長 福の9ページでも、認知症対策事業費が2,300万円ほど減額補正ということですが、やはり周知的なことをしっかり努めていくことが必要だと思います。今後もその辺りに力を入れていただきたいと思いますが、最後にお尋ねします。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 こちらも委員御指摘のとおりでございますけれども、先ほどの障害福祉課の支援事業のように、対象の施設にメールで送付するという手段もございまして、あらゆる手段を考えながら周知に努めてまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第56号 令和7年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第60号 権利放棄の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 教育委員会関係

※第48号 山梨県高等学校等教育改革促進基金条例制定の件

質疑

寺田委員 まず、本条例は国の政策に合わせたということでありませうけど、この条例の具体的な仕組みと、どのようなものに使っていくのかお聞かせください。

大久保高校教育課長 基金の仕組みでございますが、まず、都道府県の事務費などの基盤支援と主たる事業費などの抜本的な改革支援等があり、申請の時期が異なります。

基盤的支援、いわゆる事務費につきましては、今回の条例案による基金造成を受けまして2月中旬に申請を行い、3月上旬に交付される予定でございます。

基金造成見込みについては、3類型に応じた経費として1都県当たり2,000万円、都道府県事務費として1都道府県当たり4,000万円となっております。

主たる事業費に当たる抜本的改革支援につきましては、期限が3月または5月に設定されているため、申請に向けて現在準備を進めていますが、国の審査会で審査される予定でございます。

寺田委員 今回の説明で、2,000万円と4,000万円が多分6,000万円が補正にも入っていると思いますが、具体的に教えていただければと思います。

大久保高校教育課長 主たる事務費につきましては、この基金事業を設定する際のいわゆる事務的な扱いのところになってくるところでございます。

主たる事業費につきましては、今後高校改革を進めていく上での人件費といったものの準備に充てる資金となっております。

寺田委員 では、具体的には今後それぞれ予算でこういうものに使いますというのは、改めてやっていると。それは大体、来年度から具体的に進んでいくという理解でよろしいでしょうか。

大久保高校教育課長 計画を立てまして、そのようにしていく予定でございます。

寺田委員 最後に一点。令和11年度限りというところについて、最終的にどうなるのか。とりあえず令和11年度であるけれども、その後もまた継続されるのですか。

大久保高校教育課長 今回の基金につきましては、一旦、令和11年度で終わりということになります。国は今後、安定財源を確保しながら高校改革を予定しているということでございます。まだ決定はされておませんが、そのようなことでございます。

福井副委員長 私立学校の無償化というところがあって、やっぱり公立学校の魅力を高めて

いかなければならないところ、国がこのような事業に手を入れてくるということは非常に素晴らしいことだと思っています。本県において、エッセンシャルワーカーや理系人材の育成を強化しなければならないという喫緊の課題について、どう捉えていますか。

大久保高校教育課長 公立高校の魅力化については、現在、県単の事業を考えているところですが、本基金の活用も併せながら、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成の支援、それから理数系人材の育成、それから多様な学びということで、多様な生徒にも対応できるような学びを展開していくということになります。今回の基金を活用しながら、公立高校の魅力化を図っていきたいと考えております。

福井副委員長 本県においては、なぜエッセンシャルワーカー及び理系人材の育成を進めなければならないと捉えていますか。

大久保高校教育課長 国は、2040年の段階でエッセンシャルワーカーや理系人材が非常に不足してくるという予測を立てており、高校については理系人材と文系人材を約半々にしたいという考えもあります。そういったところを含めまして、本県も理系人材の育成、それから文系人材につきましても、文理融合的な学びを得た人材を育成したいと考えております。

福井副委員長 先日、教育厚生委員会で葦崎高校のSSHを見せていただいて、大変素晴らしいと感じております。ほかにも探究的な学びを行っている高校など、いろいろな特色がある中で、先導的な拠点という話が出てきましたけれども、既存の高校、今あるSSHや探究科や理数科などどのように差別をするのか、それとも連携するのか、教えてください。

大久保高校教育課長 拠点となるところが中心になることは間違いありませんけれども、拠点となる学校だけではいろいろな事業が進まないのが現状であります。県では、その事業に合う協力校も設定しながら、改革の先導となる事例を創出して、またそれを県全体に広げていくことも考えているところがございます。

福井副委員長 今あるSSH指定校や探究科ともしっかり連携をしながら、この基金も活用した事業を推進していくという理解でよろしいですか。

大久保高校教育課長 SSHといった国の事業とは予算的には別になりますけれども、この基金も活用しながら、連携して県一体となって進めていきたいと考えております。

白壁委員 なぜ国はこういうことを基金事業としてやっていくのかといった情報はありますか。今までも基金事業は結構あるが、基金事業にすることによって前倒しをしながらどんどん早くしていくというのが通常なんだよ。

目的に対して予算配分していくのが本来と考えると、こういう場合には、例えば明許だとか繰越しだとか債務負担とかあって、そのほうがいいんだよね。何でここはわざわざこういう形にしているのかという情報はありますか。

佐々木教育次長 国は、この喫緊の3年間で集中的に高校改革を先導する学校を拠点として設定し、そこを中心に改革を進め、その効果を広く展開していくということで、できるだけ年度の縛りもなく柔軟な運用で対応できることを企図して基金化したと。また、予算につきましても、国の予算として7年度補正予算で措置して、

そちらを各県にお配りするという形で対応したということで承知をしております。

白壁委員

今回取り急ぎ補正予算の分であつて、各県に対して早くこれを実施せよと。第1回目は令和11年度で切るから、その後は名前は変わるかもしれないけど、そういう方向に行くんだろうね。ただ、今回、高市政権は補正しないよね。その場合どう変わってくるのか。それから、どう考えられているか分からないんだけど、なるべく早くKPIの目標をつくって、それを達成できるような方向に持っていかなければならないと僕は感じているんだけど、こういう捉え方でよければ、3年もゆっくりしないで早くしましょよということになるのだが、こういう考え方でいいのかな。

もう一つ、補正がなくなっていったときには、今度は予算化されるわけだよ。予算化されるということは、基金に対する予算ではなく、名目を新たにしたものとしての予算になってくると思うんだけど、そうすると、今度は早く早く行きましょよっていうところへ行くと思うんだけど、どうかね。

佐々木教育次長

まずこの事業につきまして、できるだけ迅速に、というところは仰せのとおりでございます。3年というのは冗長ではないかと捉えられる部分も当然あるかとは思いますが、この事業、実は非常に独特な事業でございます、従前の文部科学省系統の事業でありますと、例えば、教育活動をするためのソフト的な支援が中心でございますが、今回、ハード整備も一部行えるようになっております。ハード整備も含めれば、当然3年間程度の立案にかけている時間がございます。この3年間という設定は、教育内容につきましてはできるものから速やかにということですので、成果が途中からどんどん上がってくるということを想定していると思われまふ。

基金につきましては、聞いているところでは、当面3年間で成果を出すということで、この基金の継承という形は今のところ聞いておりません。

その他の先ほどから話題になっております例年的な高校改革の財源や予算については、現在交付金等の検討がなされているとは聞いておりますけど、その姿につきましてはまだ情報はございません。また情報があり次第、委員会でも御説明を差し上げる段があろうかと思っております。

小沢委員長

先ほど大久保課長は答弁の中で令和11年度と言われましたか。確認ですが。

大久保高校教育課長

大変申し訳ありませんでした。基金は令和11年3月31日までですので、年度でいいますと令和10年度であります。誤りでしたので訂正させていただきます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号

令和7年度山梨県一般会計補正予算(第11号)第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

なし

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 3月2日に設置された予算特別委員会の部局別の審査は、各常任委員会に依頼した調査をもって代えることとされ、また、令和7年2月6日に開催された議会改革検討協議会において、予算特別委員会に先立つ常任委員会で個別事業や事業の詳細に係る質疑を行うこととされたことを受け、議長から活発な委員会運営が行われるよう依頼があったことから、委員長から委員に対し、この趣旨を踏まえて活発な質疑が行われるよう依頼した。

以 上

教育厚生委員長 小沢 栄一